

都道行文線の整備再開に向けた村民説明会

1 都道行文線とは

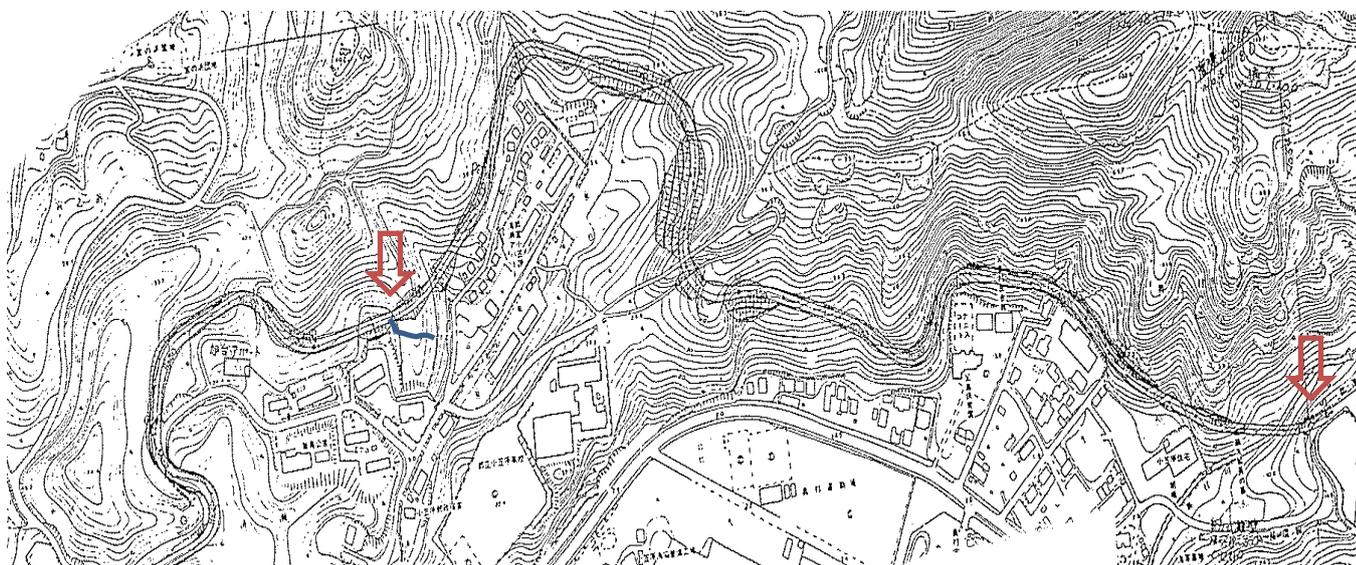
都道240号線の一部で、海上自衛隊父島基地分遣隊入口から小中学校裏を通り、奥村交流センター前に至る区間の通称。



2 これまでの経緯

- | | |
|----------|--|
| 昭和61年 | ・防災避難道路（村道）として位置付ける（路線認定） |
| 昭和61～62年 | ・植物学の専門家等5名より意見書が村へ提出 |
| 昭和62年 | ・防災避難道路として都道で整備することの要望書（村長→都建設局長）を提出（村道から都道への切り替え） |
| 昭和63年 | ・都が都道区域に編入し整備することを決定 |
| 平成4年 | ・道路計画を一般公表（「村民だより」に掲載） |
| 平成6年 | ・複数回の工事説明会を開催（村民からの要望により）
（これを契機に「白紙撤回」を求める住民運動が始まる） |
| | ・「自然とくらしの会」より、白紙撤回の要望書が提出
（あて先：都知事、建設局長、村長、村議会議長） |
| | ・村長が知事へ依頼文（実施計画、ルート変更等地域の要望に対応すること） |
| | ・「行文線協議会」設立（12月）
関係団体及び地区代表者と行政関係機関で構成
（協議会4回、作業部会13回開催） |

- 平成 7年
 - 平成 8年
 - 平成11年
 - 平成13年
 - 平成23年
 - 平成23年
 - 平成26年
- ・協議会の合意により事業保留を決定
 - ・支庁、村担当者による保留区間（村道釣浜線～奥村区間）の代案検討。以後、検討を継続。
 - ・保留区間を残し工事中断。
 - ・清瀬側工事中断箇所から都営住宅三角公園前の取り付け道路（村道）開通。
 - ・東日本大震災
 - ・第3回村議会定例会（9月）以降、総務委員会において「防災道路の整備について」が継続案件となる。
 - ・第3回村議会定例会総務委員会において防災道路整備に向けた基本方針を説明。
 - ・南海トラフ地震津波浸水ハザードマップ基本図の公表



計画路線図（↓の間が保留区間 青線は村道による取り付け道路）

2 事業保留となった要因

この道路整備の保留区間の住民合意が不十分であった要因として、

- ・道路が都営住宅に近接して通ることによる住環境への影響が懸念されたこと
 - ・貴重な固有植物の群生地（ムニンビャクダン等）を分断すること
 - ・道路幅が広いことに伴う自然改変の範囲が大きくなること
 - ・防災機能の重要性が今ほど強く意識されていなかったこと
- などが挙げられる。

3 行文線（防災道路）整備再開に向けた基本方針

（1） 対応方針

この道路整備の目的の中には、当初から防災機能を兼ねた道路としての整備が意図されていたが、特に東日本大震災の津波被害を目の当たりにしたことと、津波浸

水予測区域図を南海トラフ巨大地震の想定で見直した結果、これまで以上に浸水区域が拡大したことで、清瀬から奥村や扇浦方面を津波の浸水被害を受けずに移動できる道路の確保は、被災後の迅速な対応のために必要であることが強く再認識されたところである。

村としてはこれまでの経緯や保留となった要因を踏まえつつ、行文線の整備再開（防災道路）の必要性については議論の余地はないとの認識のもと、その道路に対する考え方について村が主体的に村内合意を図っていくこととし、合意形成が整ったうえに事業再開の要望を行っていく。

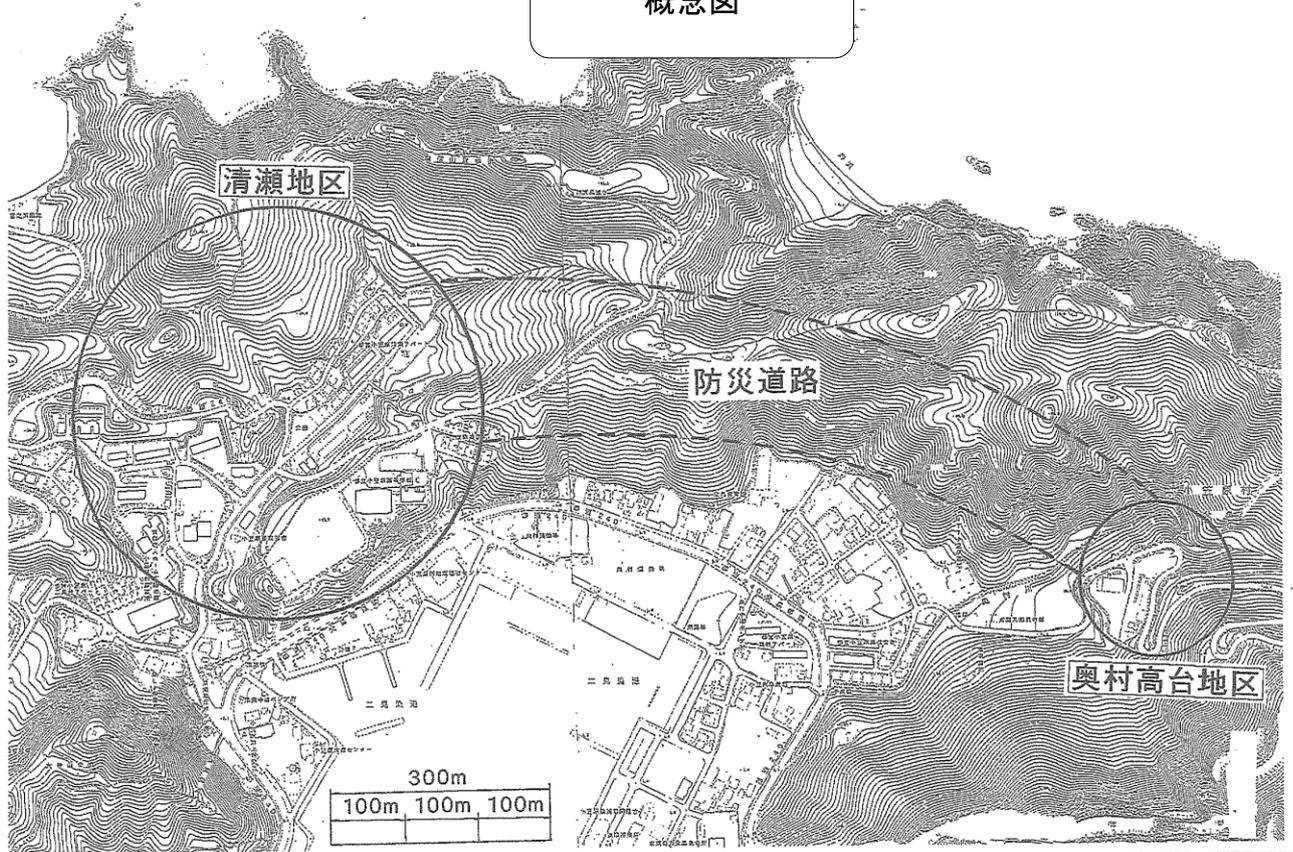
(2) 村内合意形成に向けた作業手順（案）

時 期 等	実 施 項 目 等
平成26年10月12日	第1回村民説明会開催（福祉センター）
11月～	村民説明会等の意見を踏まえ合意形成に向けた説明会や現地視察会などを継続的に開催（以下繰り返し）
12月	村議会総務委員会への経過報告
平成27年 3月	同 上
～ 4月	この時期までに村民説明会における合意形成を完了し、村内広報と意見募集
5月	村民意見の整理と対応
6月	執行部・村議会による要望書等提出

(3) 保留区間の考え方

村としては清瀬地区から奥村高台地区を結ぶ、湾岸通りの代替機能を確保する防災道路として村内の合意形成を図るとともに、整備内容については事業保留となった過去の経緯を踏まえ、住環境や自然環境に配慮した道路線形や構造等となるように村が都に要望していく。（次ページ「概念図」参照）

概念図



4 意見交換

保留区間の整備再開に向けて、配慮すべき事項などをお聞きしたい。